

■介護保険で受けられるサービス



区分	居宅サービス	施設サービス
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(ホームヘルプ) ●訪問入浴 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 (医師の訪問による医学的管理など) ●日帰り介護(デイサービス) ●短期入所生活介護(ショートステイ) ●短期入所療養介護(ショートステイ) ●痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人のグループホーム) ●有料老人ホーム等の介護 ●福祉用具の貸与・購入費の支給 ●住宅改修費の支給 (手すり・段差の解消など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設 (老人保健施設) ●介護療養型医療施設 <ul style="list-style-type: none"> ・療養型病床群 ・老人性痴呆疾患療養病棟 ・介護力強化病院(施行後3年間)
要支援者	●同上(痴呆対応型共同生活介護を除く。)	●要支援者は、施設入所できません。

介護サービス計画ができた

◆利用するサービスの種類とそのサービスを提供する事業者が決まります。

次のような介護サービス計画が、山田さんのために作られました。

◆たとえば山田さんの場合の介護サービス計画表

訪問看護の必要性が高い場合

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問リハ	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	訪問看護		訪問看護				
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)

短期入所 6カ月に3週

福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

◆たとえば山田さんの場合は、要介護4の1カ月のサービス利用限度額を超過する範囲内で、どのような支援専門員を組み合わせるかの希望を伝え、介護サービス計画を作成する予定です。

居宅サービスを利用する場合は

介護保険施設に入所する

○介護支援専門員の紹介などにより、自分の気に入った施設を選んで入所します。

介護保険施設に入るには

- 介護支援専門員の助言も参考に希望の施設を選びます。
- ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
常に介護が必要で、家庭での生活が困難なねたきりの高齢者などが対象です。
- ②介護老人保健施設(老人保健施設)
入院の必要はないが、看護・介護やリハビリなどの医療が必要なねたきりの高齢者などが対象です。
- ③介護療養型医療施設
長期にわたり医療が必要な高齢者などが対象です。